

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第117号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の前の見出し中「額」を「基本額」に改め、同条中「第9条第2項」を「第12条第2項」に、「額の」を「基本額の」に、「退職の日における給料月額（以下「給料月額」という。）は、職員が退職の日において」を「給料月額は、職員が」に改める。

第2条中「準ずる」を「準じる」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 傷病（公務上のものを除く。）又は自己の都合により退職した職員のうち、勤続期間が5年以上であった者に対しては、別表第1に掲げる支給率により加給する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第3条第4項」を「第3条第7項」に改め、同項第1号中「第3項」を「第6項」に、「乗ずる」を「乗じる」に改める。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条第1項第1号中「第3条」を「第2条の2から第3条の2まで」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「準ずる」を「準じる」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項前段中「第4条第1項第3号」を「第4条第3号」に、「京都市職員

の分限に関する条例」を「分限条例」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4条第1項第4号」を「第4条第4号」に改め、同条を第8条とする。

第4条の次に次の3条を加える。

(退職手当の調整額の算定において在職期間から除算される月)

第5条 条例第3条の2第1項に規定する別に定める月は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。

(1) 育児休業（京都市職員の育児休業等に関する条例に基づく育児休業をいう。以下同じ。）の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）退職した者が属していた条例第3条の2第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

退職した者が属していた条例第3条の2第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

(2) 育児休業の期間及び京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間で3年を超えるもの（前号に規定する期間のあった月を除く。）

退職した者が属していた条例第2条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間で3年を超えるもの（前号に規定する期間のあった月を除く。）

退職した者が属していた職員の区分が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

(3) 前2号に規定する期間以外の期間（前2号に規定する期間のあった月を除く。）

当該期間に該当するすべての月

(職員の区分)

第6条 退職した者がその在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに属していた職員の区分は、その者の在職期間に含まれる時期、その職員に適用されていた給料表及び職務の級等の区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、同表に定めがない職員の区分については、同表の規定との権衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。

2 前項の規定により、退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法)

第7条 調整月額(条例第3条の2第1項に規定する調整月額をいう。)のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第6条関係)

1 平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間の在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた京都市職員給与条例(以下「平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例」という。)の指定職給料表の適用を受けていた者で同表9号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
第2号区分	平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の指定職給料表の適用を受けていた者で同表1号給から8号給までの給料月額を受けていたもの

<p>第3号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>

	<p>(7) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち別に定めるもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p>
<p>第6号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の研究職給料表</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p>
<p>第7号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもの（第3号区分の項第2号，第4号区分の項第2号，第5号区分の項第1号及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた京都市職員給与条例（以下「平成11年4月以後平成19年3月以前の給与条例」という。）の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成19年3月以前の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>

	<p>(8) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p>
<p>第8号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成11年4月以後平成19年3月以前の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成19年3月以前の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
<p>第9号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成11年3月31日までの間において適用されていた京都市職員給与条例の清掃職給料表の適用を受けてい</p>

	<p>た者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成11年4月以後平成19年3月以前の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成19年3月以前の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの のうち別に定めるもの</p>
第10号区分	<p>第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者（第6条第1項ただし書の規定により職員の区分が定められる者を除く。）</p>

2 平成19年4月1日以後の在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>平成19年4月1日以後適用されている京都市職員給与条例（以下「平成19年4月以後の給与条例」という。）の指定職給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの</p>
第2号区分	<p>平成19年4月以後の給与条例の指定職給料表の適用を受けていた者で同表1号給から5号給までの給料月額を受けていたもの</p>

第3号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(7) 平成19年4月以後の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定</p>

	めるもの
第5号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p>
第6号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成19年4月以後の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定</p>

	めるもの
第7号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもの（第3号区分の項第2号、第4号区分の項第2号、第5号区分の項第1号及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成19年4月以後の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(7) 平成19年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(8) 平成19年4月以後の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p>
第8号区分	<p>(1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>

- (2) 平成19年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (3) 平成19年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (4) 平成19年4月以後の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (5) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (6) 平成19年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (7) 平成19年4月以後の給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの

第9号区分

- (1) 平成19年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (2) 平成19年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (3) 平成19年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (4) 平成19年4月以後の給与条例の薬剤職獣医職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (5) 平成19年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

	(6) 平成19年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの
第10号区分	第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者（第6条第1項ただし書の規定により職員の区分が定められる者を除く。）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)